

議事要旨(3)実務対応報告公開草案「信託の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」 について

冒頭に西川専門委員長より、標記の実務対応報告公開草案は、これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに、今般公布された新信託法による新たな類型の信託等について必要と考えられる会計処理を明らかにすることを目的としていること、及び今回の企業会計基準委員会で、公開草案としての議決をお願いしたい旨の説明がなされた。引き続き秋葉統括研究員より、当該実務対応報告公開草案の説明がなされた。

- ・ 信託行為によって信託財産とする財産の種類が金銭の信託か、あるいは金銭以外の信託か、委託者兼当初受益者が単数か複数かの4つの類型に場合分けしたうえで、それぞれの類型について委託者及び受益者の会計処理を示している(Q1~Q4)。
これらの中で、信託は財産管理の制度であり、通常「会社に準ずる事業体」に該当するとは言えないが、受益者が複数である金銭の信託の中には連結財務諸表上、財産管理のための仕組みとみるより、むしろ子会社及び関連会社と見る方が適切な会計処理ができる場合があることや、当該信託が子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い三で示す特別目的会社にあたることから子会社には該当しないものと推定されている場合には、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、開示対象特別目的会社の開示が必要となることなどが示されている。
- ・ 新信託法による新たな類型の信託である事業の信託(Q5)、目的信託(Q6)、並びに自己信託(Q7)について、委託者及び受益者の会計処理を示している。
- ・ Q8では、受託者の会計処理を示している。
- ・ 本実務対応報告は、原則として、新信託法の施行日以後にその効力が生じた信託及びそれより前に効力が生じた信託が信託の変更により新信託法の規定を受ける信託について適用する。

これらの説明に対して委員等から、本実務対応報告が適用された場合の連結の範囲についての質問があった。これに対して事務局からは、受益者が複数である金銭の信託については、一定の要件を満たせば当該受益者の連結財務諸表上、子会社及び関連会社に該当する場合があります。また、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い三で示す特別目的会社に該当することから子会社には該当しないものと推定された場合には、開示対象特別目的会社の開示が必要になる旨が回答された。

審議の後、採決が行われ、字句修正については委員長に一任する前提で、出席者11名全員の賛成により、本公開草案の公表が承認された。

以上